

民生委員・児童委員の概要について

(資料3)

【根拠法】	民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）
【定数】	238, 352人（平成28年12月1日現在）
【現員数】	229, 541人（平成28年12月1日現在）（充足率：96.3%）
【委嘱】	厚生労働大臣 任期は3年（直近改選日 平成28年12月1日）
【職務に関する指揮監督】	都道府県知事（特別職の地方公務員とされている）
【報酬】	無報酬（活動費として、1人当たり年間59,000円を地方交付税措置）

民生委員の推薦基準（民生委員法第6条）

民生委員の推薦に当たっては、市区町村議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

民生委員法に規定される業務（民生委員法第14条）

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。